

議案第 1 1 5 号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（昭和 5 1 年 7 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 3 2 . 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職の職員の給与改定等に鑑み、特別職の職員で常勤のものに支給する期末手当の支給割合の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。